

50 入学考査料減額に関する校則改正 (昭和十一年十月)

(欄外注記1)

案起 昭和十一年十月十四日 主任(森田印)(池田印)	学務部長(白戸印) 学務課長 視学官 (大谷印)	案起 昭和 年 月 日 主任	学務部長 学務課長(畠村印)
進	達	下	付
(印) 学則変更ノ件開申 (考査料一円ヲ一円ニ改ム) 中央大学商業学校 右第三式經由印ヲ捺シ文部省 へ進達可然哉		同上ニ対スル 右 へ送付可然哉	

(欄外注記2)

(欄外注記3)

学務課長(畠村印) 主任(森田印)(大谷印)	長 課長 主事(出羽印)
往 文	復 文
子学第六二七七号 別紙附箋一葉ノ廉取調折返し 回答相成度 昭和十一年十月七日 学務部 財団法人中央大学理事殿	第 号 別紙附箋一葉ノ廉訂正ノ上 及送付候也 昭和拾壹年拾月拾日

(欄外注記4)

昭和十一年六月十一日  
 中央大学商業学校校長 片山義勝 啓  
 東京府知事 横山助成 殿  
 六月二日子学第六二七七号ヲ以テ御返戻相願候書類更メテ提出  
 致候

(欄外注記5)

進 達 願  
 中央大学商業学校校則中考査料ニ関スル件改正申請書主務省ニ  
 御進達被成下度此段及御願候也  
 昭和十一年六月十二日  
 中央大学商業学校設立者  
 財団法人中央大学  
 理事 原 嘉道 印  
 東京府知事 横山助成 殿

(下 札)

昭和十一年六月十二日

中央大学商業学校設立者

財団法人中央大学

理事 原 嘉道 印

(欄外注記6)

文部大臣 平生 夙三郎 殿

別紙ノ通校則一部変更致候間此段及開申候也

校則改正理由

考查料ハ金壹円ヲ妥当ト認メタルニヨル

中央大学商業学校考查料徴収ニ関スル校則改正案

考查料徴収方ニ関スル校則第十六条ヲ別紙ノ通り改ム

(現行校則添付)

(朱書) 〔改正校則第十六条ハ昭和十一年九月一日ヨリ之ヲ施行ス〕

中央大学商業学校校則「第七章 学費」

第十六条 考查料ハ金一円トシ入学願書ニ添ヘテ納付スヘシ

〔「現行校則」省略・前掲資料49参照〕

(下札)

「一、施行年月日記入ノコト

一、現行学則ヲ添付シ変更箇所朱書ノコト

(東京府学務部学務課) 一

(欄外注記1)

「收受子学第六二七七号」「判決十月十八日」「施行十月十九日」

(欄外注記2)

「中等学校記入済」「完結」

(欄外注記3)

「東京府宿直・昭和十一年十月十一日」「判決十月七日」

(欄外注記4)

「東京府収受・昭和十一年六月十二日」

(欄外注記5)

「東京府収受・昭和十一年六月十二日」

(欄外注記6)

「東京府収受・昭和十一年六月十二日」

(昭和十二年学務課私立学校職員第一種冊の五十 319 D7 13)